

助成金申請について

・申請期間は、事由発生日以降、年度（4月1日～翌3月31日）末までとなっております。

※ただし、事由発生日が、3月のものについては、翌年度4月末日までの受付となります。

| 助成項目事由 | | 金額 | | 事由を証明する書類 及び 注意事項 |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------|---|---|
| 会 員 | 定期健康診断 受診料助成 年度1回 | 2,000円 | | 受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。 （注2）生活習慣病予防健診は、定期健康診断扱いとなります。 （注3）ネットバンキングなどのWEB上での決済方法の場合、請求書、払込を証明できる通知書、受診者氏名がわかる病院等受診機関の発行する書類の提出が必要です。 |
| | 人間ドック 受診料助成 年度1回 ※40歳以上 | 1日社保利用 | 7,000円 | 受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。 （注2）生活習慣病+付加健診をセットで受診した場合は、1日社保利用人間ドック扱いとなります。 |
| | | 1日国保利用 | 3,000円 | |
| | | 1泊2日以上 | 10,000円 | |
| | 脳ドック受診料助成 年度1回 | 10,000円 | | 受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に脳ドック受診・PET検査・MRI検査を受けたことの明確な表記がない場合は、診療明細（写し可）の添付が必要です。 （注2）人間ドックのオプションに含まれるケースは対象外です。 （注3）MRI検査受診料助成は、傷病、怪我等により受診した場合が対象です。 |
| | PET検査受診料助成 年度1回 | 10,000円 | | |
| MRI検査受診料助成 年度1回 | 3,000円 | | | |
| 会 員 と 家 族 | 宿泊助成 年度2泊分 | 会員 2,000円 家族 1,000円 | 宿泊した事実が確認できる書類として、領収書及び請求明細書（写し可） ※宿泊者氏名、宿泊人数、宿泊料金がわかる書類が必要（家族の氏名も含む） ※事業所申請の場合、申請書・添付書類の他に、会員名簿の提出もお願いします。 （注1）対象は業務外（出張費用が出ない）旅行です。 （注2）領収書は、国・県・市の助成金を除き、最終的に支払った金額を記載したものです （注3）領収書（支払った額）以上の助成金額の申請受付はできません。 （注4）一人当たりの支払額が、規程の助成金額より下回った場合は、実際に支払った金額まで。 （注5）宿泊券や株主優待券、各種ポイントなど、「現金」と同等の効力があるものは、実際に支払った金額として算定します。 （注6）1室料金となっている場合は、必ず宿泊人数がわかる請求明細書の提出が必要です。 （注7）未就学児は原則申請対象外。但し、費用がかかっている証明書があれば申請可です。 （注8）宿泊費の助成のため、JR券、航空券のみの領収書は不可です。 | |

・申請は対象日（事由発生日）以降をお願いします。なお、申請書1枚につき1人1件です。

・ご家族（夫婦・親子等）で会員の場合は、該当の給付金・助成金をそれぞれ申請できます。

・申請書受付完了後の金額訂正は不可です。

・施設等に実際に支払った金額が助成金額を下回った場合、その支払金額分が助成金額となります。

・領収書は必ず会員の氏名（フルネーム）及び金額が記載されたものとしします。

・2名以上で利用された方は、利用された会員の氏名（フルネーム）、一人一人の領収金額がわかるものを添付してください